



不正リスク対応基準への対応及び 監査部会での議論を踏まえたその他の対応

日本公認会計士協会
2013年6月24日

目次

1. 実務指針の改正について
2. 法規委員会研究報告第14号「監査及び四半期レビュー契約書の作成例」の改正
3. 経営研究調査会研究報告第32号「企業価値評価ガイドライン」の改正

1. 実務指針の改正について

◎3月26日の意見書を踏まえ、監査基準委員会報告書、品質管理基準委員会報告書を改正
(平成25年6月17日改正公表)

■ 改正の基本方針

- 既存の体系を維持
- 不正リスク対応基準に関連する項番号に「F」
- 新設の項番号は枝番(監基報900は除く)

■ 改正した報告書

- 監基報900「監査人の交代」 ⇒ 2013年1月29日公開草案公表
- 監基報(序)
- 監基報200「財務諸表監査における総括的な目的」
- 監基報240「財務諸表監査における不正」
- 監基報330「評価したリスクに対応する監査人の手続」
- 監基報505「確認」
- 監基報600「グループ監査」
- 監基報910「中間監査」
- 品基報第1号「監査事務所における品質管理」
- 監基報220「監査業務における品質管理」

2013年2月28日
公開草案公表

2013年3月29日
公開草案公表

2013年6月17日
改正版公表

品基報第1号 & 監基報220の改正

- 不正リスク対応基準 第三「不正リスクに対応した監査事務所の品質管理」
 - 各項に対応する要求事項及び適用指針の新設
 - 品質管理基準委員会報告書第1号
 - ⇒ 監査事務所に品質管理の方針及び手続の整備・運用を要求
 - 監査基準委員会報告書220
 - ⇒ 監査実施責任者・監査チームが監査事務所の方針及び手続に基づき業務を実施することを要求
- 監査基準の一部改訂(審査)に対応
- 適用時期
 - <品基報、監基報220>
 - ・ 平成26年3月31日以後終了する事業年度に係る監査から適用
 - ・ 不正リスク対応基準に基づく指針等の一部の項は、平成25年10月1日から適用する。

品基報第1号 & 監基報220の改正 不正リスク対応基準への対応

各項に対応する要求事項及び適用指針の新設

1. 不正リスクに対応した品質管理
2. 監査契約の新規の締結及び更新における不正リスクの考慮
3. 不正に関する教育・訓練
4. 不正リスクに対応した監督及び査閲
5. 不正リスクに関連して監査事務所内外からもたらされる情報への対処
6. 不正による重要な虚偽の表示の疑義があると判断した場合等の専門的な見解の問合せ
7. 不正による重要な虚偽の表示の疑義があると判断された場合の審査
8. 監査事務所内における監査実施の責任者間の引継
9. 監査事務所間の引継（⇒監基報900「監査人の交代」でも対応）
10. 不正リスクへの対応状況の定期的な検証

品基報第1号 & 監基報220の改正

審査を実施しないことができる範囲

- 品質管理基準委員会報告書 第1号(第34-2項、第41-2項、A46-2項)
監査基準委員会報告書220 (第20-4項、A26-2項)

- 審査を要しないとすることができる監査業務の範囲⇒各監査事務所で方針及び手続を定める

- ✓ 幼稚園のみを設置している知事所轄学校法人の監査
- ✓ 任意監査

<かつ>

- ✓ 財務諸表の社会的影響が小さく、かつ監査報告の利用者が限定されている監査業務

<ただし>

- ✓ 一定の要件に該当する場合には、審査の必要性を慎重に検討
 - 会計方針、会計上の見積り及び財務諸表の開示を含む、企業の会計実務の質的側面のうち重要なものについて、監査意見に影響を与える懸念がある場合
 - 継続企業的前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況がある場合 他

- 審査を実施しない場合の、意見が適切に形成されていることを確認できる他の方法
 - ✓ 監査責任者が意見表明前に行い文書化した自己点検

⇒ 審査を実施しない監査業務について、自己点検の状況をモニタリングする仕組みを検討中

2. 法規委員会研究報告第14号「監査及び四半期レビュー契約書の作成例」の改正（平成25年4月17日）（1/2）

■ 改正の目的

- 「不正リスク対応基準」の設定の趣旨に鑑み、監査人は職業的懐疑心をもって監査を実施することが必要であり、特に不正による重要な虚偽表示を示唆する状況に臨むに際しては、従来以上に厳格な監査を行うように求められている。
- 必要な追加手続に伴う報酬への対応について、監査契約書のひな型を改善することで、監査の品質低下に結び付きかねない懸念を少しでも改善し、監査の品質の維持向上を図る。

■ 企業会計審議会監査部会における監査報酬を巡る議論では、有事の追加の監査手続実施に当たって、必要な報酬を確保していないのではないかとこの指摘があったことを踏まえ、以下の点を明記

- 報酬は見積時間数を基礎として算出した見積額である旨
- 執務時間数が見積時間数を超過する場合の報酬の取扱い
 - ・その原因の例示として、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況を識別した場合を追加
 - ・受嘱者は、執務時間数が見積時間数を超える見込みとなった場合、委嘱者に遅滞なく通知
 - ・受嘱者は、原因となった事由及び受嘱者が実施すべき手続への影響等について委嘱者へ説明
 - ・報酬額の改定について、受嘱者及び委嘱者の双方が誠意をもって協議

2. 法規委員会研究報告第14号「監査及び四半期レビュー契約書の作成例」の改正（平成25年4月17日）（2/2）

旧	現 行																								
<p>(本体)</p> <p>7. 監査及び四半期レビュー予定時間並びに監査及び四半期レビュー従事場所、時間及び日程</p> <p>(1) 監査及び四半期レビュー予定時間 監査従事者の監査及び四半期レビュー<u>予定時間</u>については、受嘱者が定める監査計画及び四半期レビュー計画に従い、次のとおりとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">指定社員</td> <td style="width: 15%;">○○○○</td> <td style="width: 15%;">時間</td> </tr> <tr> <td>公認会計士</td> <td>○○○○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>○○○○</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="border-top: 1px solid black;">○○○○</td> <td style="border-top: 1px solid black;">時間</td> </tr> </table> <p>(2) 監査及び四半期レビュー従事場所、時期及び日程 略</p> <p>8. 報酬の額及びその支払いの時期</p> <p>(1) 報酬の額 ○○○○円（消費税等を除く）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><参考：旧監査約款> 第13条（報酬の改定の申出） 委嘱者の内部統制の不備、経営組織の<u>改変</u>、監査対象取引の増加又は合併買収の実施等を原因として監査執務の時間が予定を超えることになった場合には、 受嘱者はあらかじめ契約した報酬額の改定を申し出ることができるとし、この場合には、双方誠意をもって協議するものとする。</p> </div>	指定社員	○○○○	時間	公認会計士	○○○○		その他	○○○○		計	○○○○	時間	<p>(本体)</p> <p>7. 監査及び四半期レビュー見積時間数並びに監査及び四半期レビュー従事場所、時期及び日程</p> <p>(1) 監査及び四半期レビュー見積時間数 監査従事者の監査及び四半期レビュー<u>見積時間数</u>（以下「見積時間数」という。）については、受嘱者が定める監査計画及び四半期レビュー計画に従い、次のとおりとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">指定社員</td> <td style="width: 15%;">○○○○</td> <td style="width: 15%;">時間</td> </tr> <tr> <td>公認会計士</td> <td>○○○○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>○○○○</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="border-top: 1px solid black;">○○○○</td> <td style="border-top: 1px solid black;">時間</td> </tr> </table> <p>(2) 監査及び四半期レビュー従事場所、時期及び日程 略</p> <p>8. 報酬の額及びその支払いの時期</p> <p>(1) 報酬の額 <u>7. (1) 監査及び四半期レビュー見積時間数に基づき算出した報酬の額は、</u> ○○○○円（消費税等を除く。） <u>とする。</u></p> <p>委嘱者の内部統制の不備、経営組織の<u>改編</u>、監査及び四半期レビュー手続の対象となる取引の増加若しくは合併買収の実施又は受嘱者が不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況を識別した場合等、 <u>見積時間数を算定した時点で想定していなかった事由を原因として執務時間数が見積時間数を超える見込みとなった場合には、受嘱者は委嘱者に遅滞なく通知し、当該原因となった事由、それによる受嘱者が実施すべき手続への影響等について説明する。</u></p> <p><u>上記の場合には、必要となる業務実施者の経験や能力及び増加した執務時間数に基づき、報酬額の改定について双方誠意をもって協議を行うものとする。</u></p> <p>※約款13条（報酬の改定の申出）は本体に織り込んだため、削除する。</p>	指定社員	○○○○	時間	公認会計士	○○○○		その他	○○○○		計	○○○○	時間
指定社員	○○○○	時間																							
公認会計士	○○○○																								
その他	○○○○																								
計	○○○○	時間																							
指定社員	○○○○	時間																							
公認会計士	○○○○																								
その他	○○○○																								
計	○○○○	時間																							

3. 企業価値評価ガイドラインの改正(1/3)

経営研究調査会研究報告第32号「企業価値評価ガイドライン」(平成19年5月)の改正

- 平成25年5月31日公開草案
- 平成25年7月最終版公表予定

①企業価値評価業務の性格の明確化・周知

- 監査と異なり、報告の利用者が限定されている合意された手続等の業務について、その手続の性格に関して広く周知する必要があるのではないか。(H24/11監査部会資料)

ガイドライン改正点:

- 企業価値評価における算定業務の性格を明確に記載(算定結果を、批判的に検討する検討人が存在することを、強く意識して、業務を行う必要がある旨を記載)

公開草案	現在
②評価業務の体系 ・・・評価には上記のように算定、検討及び鑑定があるとしている。算定人は、企業価値評価の結果を、原則として依頼人のみに対して報告する。算定書は依頼人の意思決定を支援するために取りまとめられる。算定書に利用制限が付されたとしても、算定結果に対して、個別・具体的に、また、批判的にその結果を検討する検討人が存在することを、算定人は強く意識して、業務を行う必要がある。 ・・・検討人としては、具体的には、M&A当事会社のうち相手方当事会社、当事会社の反対株主、両当事会社の監査役や監査委員会、ステークホルダー、不正が発覚した際に設置される不正調査のための内部調査委員会や外部調査委員会など様々である。	<u>(新 設)</u>

3. 企業価値評価ガイドラインの改正(2/3)

②評価業務に際して提供された情報の有用性及び利用可能性の検討・分析

- 株価算定に係る「企業価値ガイドライン」においては、「合意された手続」に類似した手続ということから、基本的には、会社からの情報をそのまま利用できることになっているが、有用性の観点からの検討分析の結果、職業専門家としての公認会計士が不適切と判断した場合には適切な対応をとることを明確にする必要はないか。(H24/11監査部会資料)

ガイドライン改正点:

- 注意喚起の充実
 - 不正に利用されないよう留意、紛争の予防又は回避に配慮、倫理規則を遵守する必要性
 - 場合によっては、業務を受嘱しない。あるいは業務委託契約の途中解約などの対応が必要である旨

公開草案	現在
<p>5. <u>取引目的の業務受嘱等で留意すべき点</u> <u>…特に取引目的の場合、企業価値評価業務を円滑に進めるだけでなく、不正や企業価値評価を巡る紛争の予防や回避に配慮を払う必要がある。そのための留意点を示すと、下記のとおりである。これらについて留意が必要なことは、合意された手続であっても同様である。また、これらの点が十分に発揮できない場合には、業務を受嘱しないか、あるいは業務委託契約の途中解約などの対応が必要となる。</u></p> <p>(1) 専門性 …… (略) …… (2) 全体観 …… (略) …… (3) 慎重さ …… (略) …… (4) 批判性 …… (略) …… (5) 総合性 …… (略) ……</p>	<p>(新 設)</p>

3. 企業価値評価ガイドラインの改正(3/3)

②評価業務に際して提供された情報の有用性及び利用可能性の検討・分析

ガイドライン改正点:

➤ 企業価値評価における専門家としての判断が必要である旨を明確化

(情報は無批判に使用せず、慎重さや批判性等を發揮して、検討・分析が必要である旨を明記)

公開草案	現在
<p>(3) 評価対象会社から入手する資料の有用性及び利用可能性 <u>評価人は、評価対象会社から提供された情報を無批判に使用するのではなく、本ガイドラインに記述されているような慎重さや批判性等を發揮して、その情報の検討・分析を行う必要がある。提供された非常識・非現実的な情報の無批判な使用は、不正や企業価値評価を巡る紛争の原因となる可能性があることに留意する必要がある。</u></p>	<p>(3) 評価対象会社から入手する資料の有用性 <u>(新 設)</u></p>
<p>評価は、依頼人との一定の契約関係や双方の協議を前提に実施される。業務に際しては、業務委託契約にも記載することになるが、<u>会社から入手する資料に関して、真実性・正確性・網羅性について原則として検証する義務を負うものではない。・・・(略)・・・実務上は、依頼人との協議の上で、提供された情報が真実・正確・網羅的であることの前提に基づいて業務を遂行することになるのである。そういった場合であっても、提供された情報については、上記のような留意が必要となる。そこで、評価対象会社から入手する資料に関するこれらの検証に代えて、評価に際して利用できるかといった有用性及び利用可能性の観点からの検討・分析が必要となる。その結果入手した資料が有用性及び利用可能性の点から不適切であると判断した場合、資料の訂正、再提出を依頼する必要がある。例えば、次のような場合には、当該情報を不採用とすることになる。</u></p>	<p>評価は、依頼人との一定の契約関係や双方の合意を前提に実施される。<u>そのため会社から入手する資料に関して、真実性・正確性・網羅性を検証するための手続を別途行うことは稀である。</u></p> <p>評価対象会社から入手する資料に関するこれらの検証に代えて、評価に際して採用できるかといった有用性の観点からの検討分析が必要である。その結果入手した資料が有用性の点から不適切であると判断した場合、資料の訂正、再提出を依頼する必要がある。例えば、次のような場合には、当該情報を不採用とすることになる。</p>